不祥事の根絶をめざす宣言

弁護士法は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること を弁護士の使命と定め、弁護士会に対する監督官庁を置かず、弁護士会自体に弁護士の登録や懲戒の権限を与えるなどして弁護士の自治を認めている。

このような内容を持つ現行の弁護士法は1949年(昭和24年)に議員立法によって成立したものであり、上記の使命や自治の制度はまさしく国民から負託されたものである。そして、基本的人権とは主権者たる国民が国家を拘束するものであることに鑑みれば、その擁護を職業的使命と定める負託の趣旨は、社会の歪みが生じたり、基本的人権の侵害がおこったときに国家とさえも対峙してそれを正すことを求めるところにあると言える。また、それ故にこそ、弁護士会に対する監督官庁を設けない弁護士自治制度が与えられているのである。

しかるに、近時、当会において会員の不祥事が連続して発生し、しかもその内容は依頼者に多大な損害を与えるにとどまらず弁護士に対する国民の信頼を喪失させかねない重大なものであった。我々自身が、このような事態に対して漫然と対応し危機意識を抱かないとすれば、国民はその負託を担うべき資質を欠くものとして現在の弁護士法の枠組みそのものを見直すだろう。

我々の先達は、身近な法律問題の解決を通じて社会生活の医師として国民に寄り添い、公害などをはじめとした様々な問題で社会に歪みを生じたときには将に国家とさえも対峙してその是正に立ち向かってきた。弁護士会としても県内各所に多数の法律相談センターを設置して県民に寄り添うリーガルサービスの提供に腐心し、当番弁護士制度、当番付添人制度、精神保健相談弁護士制度、福祉の当番弁護士制度など、進取の気質と行動力によって全国的にも注目される市民の権利擁護のための諸制度を創始し普及させてきた。しかし、今、残念ながら、こうした活動を通じて築きあげられてきた弁護士・弁護士会への信頼が崩壊しようとしている。

我々は、既に全国に先駆けて預り金についての最も厳しい規律を合意し、倫理研修の実施はもとより、市民窓口に寄せられた苦情を通じての問題の早期把握、弁護士会としての懲戒請求申立など、規律維持のための諸施策の厳格な執行を確認しあった。他方で、全会員向けの悩み事の相談窓口の創設や新人弁護士に対する教育システムの拡充など、不祥事の原因を元から断つべく会員サポートのための諸施策の展開にも着手してきた。

しかしながら、これらの諸施策も、我々自身が今時の事態の深刻さに思いをいたし、不 祥事の根絶を目指した取り組みに継続的に取り組んでいく決意を持たなければ画竜点睛を 欠くものとなる。

以上のことを踏まえ、我々は、ここにあらためて弁護士という職業の何たるかを深く心に刻み、会をあげて不祥事根絶のための不断の努力を継続しつつ、自らを律して弁護士の使命を果たすことを誓う。

2013年(平成25年)5月22日 福岡県弁護士会会長 橋 本 千 尋